

別添

松野町建築物における木材の利用の促進に関する方針の一部改正の新旧対照表

改正案	現 行
<p>松野町 <u>      </u> 建築物における木材の利用促進に関する方針</p> <p>この方針は、<b>脱炭素社会の実現に資する等のための</b>建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、<u>      </u>建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（<b>令和3年10月1日木材利用促進本部決定</b>。以下「基本方針」という。）及び愛媛県の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針（<b>令和4年3月9日付け3林第1015号</b>。以下「県方針」という。）に即して松野町の区域内の <u>      </u> 建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「町方針」という。）を定めるものである。</p> <p>第1 町内の <u>      </u> 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項</p> <p>1 木材の利用の促進の意義と効果</p> <p><b>当町の人工林資源が本格的な利用期を迎える中、原木の安定供給体制の確立や加工流通施設の競争力強化などの供給対策と木材需要拡大に向けた対策等を併せて進めたことで、木材供給量は順調に増加してきた。そうした中で、県産材（県内で生産された木材をいう。以下同じ。）利用を一層促進し、燃料材やパルプ・チップ用材と比べ高値で取引されている建築用木材の需要を拡大することは、地方の経済社会の維持・発展に寄与する極めて重要な産業である林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化にも資するものである。</b></p> <p><b>また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蓄できることや、木材の製造の時のエネルギー消費が比較的少ないこと、木材は再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃</b></p>	<p>松野町 <u>公共</u> 建築物における木材の利用促進に関する方針</p> <p>この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年10月4日農林水産省、国土交通省告示第3号。以下「基本方針」という。）及び愛媛県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（平成23年3月25日付け22林第916号。以下「県方針」という。）に即して松野町の区域内の <u>公共</u> 建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「町方針」という。）を定めるものである。</p> <p>第1 町内の <u>公共</u> 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項</p> <p>1 木材の利用の促進の意義と効果</p> <p><u>森林は、県土の保全、水源かん養、自然環境の保全、公衆の保健、林産物の供給等の多面的な機能の発揮と通じて町民生活及び経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備に繋がり、森林の有する多面的な機能の持続的に発揮されることが極めて重要である。</u></p> <p><u>木材の利用促進は、森林の適正な整備に繋がり、森林の有する多面的な機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域経済の活性化にも資するものである。</u></p> <p><u>このため、木材の利用を推進することにより、健康で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出抑制、建築物等における炭素固定量の拡大などを通じて、地球温暖化の防止や循環型社会の形成に貢献することが期待される。</u></p> <p><u>公共建築物は広く町民一般の利用に供されることから、公共建築物に重点を置いて木材の利用の促進を図ることにより、直接</u></p>

度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、県産材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有しており、木の香りで人をリラックスさせたり、木の印象が建物への愛着や誇りを高めたり、集中力を高めるなど心理面・身体面・学習面等での効果も期待されることから、学校や医療・福祉施設など幅広い建築部に利用することにより、快適な生活空間の形成に貢献する資材である。

木造建築物については、低層の戸建て住宅を中心に建築されており、技術面やコスト面の課題等から非住宅の建築物や中高層建築物については大部分が非木造となっている。

こうした中、平成 22 年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定されて、公共建築物においては木造化や内装等の木質化が進められてきた。また、近年は強度等に優れた建築用木材である CLT（直交集成材）や木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木造建築構造や防耐火性能等の技術革新がなされるとともに、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化や「あらわし」での木材の利用がしやすくなるなど、建築物においても木材を利用できる環境が整いつつあり、民間建築物においても先導的な取組として中高層建築物が建築されるようになってきている。

このような状況から、公共建築物のみならず、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全体における木材の利用を促進していくことは、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、都市等における快適な生活空間の形成、地域の経済の活性化等に大きく貢献することが期待される。

## 2 木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、町内に整備される法第 2 条第 2 項各号及び法施行令（平成 22 年政令第 203 号）第 1 条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のよう  
な建築物が含まれる。

(1) 町が整備する公共の用又は公用に供する建築物

的な効果はもとより、一般住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外工作物資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

## 2 木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、町内に整備される法第 2 条第 1 項各号及び法施行令（平成 22 年政令第 203 号）第 1 条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のよう  
な建築物が含まれる。

(1) 町が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、町の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舎等が含まれる。

(2) 町以外の者が整備する(1)に準ずる建築物

町以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる建築物等が含まれる。

### 3 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物について、低層の公共建築物の木造化率は上昇傾向にあるものの、依然として木材の利用の拡大を図る余地がある。また、公共建築物は、広く町民一般の利用に供するものであることから、木材の利用の促進を通じ、これらの公共建築物を利用する多くの町民に対して、木と触れ合い、木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能である。そのため、町がその整備する公共建築物において、率先して CLT や木質耐火部材等を含む木材の利用に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、木材の特性やその利用の促進の意義について町民の理解の醸成を効果的に図ることができる。

また、公共建築物において率先して木材の利用を図ることにより、公共建築物以外の建築部における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

こうしたところからも、公共建築物について、率先して木造化及び内装等の木質化を促進するものとする。また、建築用木材の利用はもとより、建築用木材以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

具体的には、建築材料としての木材の利用の促進の観点からは、特に4の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判

広く町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、町の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舎等が含まれる。

(2) 町以外の者が整備する(1)に準ずる建築物

町以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる建築物等が含まれる

### 3 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物について、低層の公共建築物の木造化率は上昇傾向にあるものの、依然として木材の利用の拡大を図る余地がある。また、公共建築物は、広く町民一般の利用に供するものであることから、木材の利用の促進を通じ、これらの公共建築物を利用する多くの町民に対して、木と触れ合い、木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能である。そのため、町がその整備する公共建築物において、率先して CLT や木質耐火部材等を含む木材の利用に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、木材の特性やその利用の促進の意義について町民の理解の醸成を効果的に図ることができる。

また、公共建築物において率先して木材の利用を図ることにより、公共建築物以外の建築部における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

こうしたところからも、公共建築物について、率先して木造化及び内装等の木質化を促進するものとする。また、建築用木材の利用はもとより、建築用木材以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

具体的には、建築材料としての木材の利用の促進の観点からは、特に4の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、

断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。さらに、建築用木材以外についても、公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品については木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図るほか、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

#### 4 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、平成 22 年の法施行以降、一部を除く低層の公共建築物を対象として積極的に木造化を促進してきたところであるが、今般、脱炭素社会の実現等に向けて一層の木材利用を促すため、公共建築物の整備において、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き (2) の木材の利用を推進すべき公共建築物において、積極的に木造化を推進するものとする。

なお、その際、木造と非木造の混構造（部材単位の木造化含む。）とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を推進するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、刑務所等の収容施設、治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用し、保安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設等のほか、伝統的建築

内装等の木質化を促進する。また、建築材料以外の木材の利用の促進の観点からは、公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図る。さらに、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

このため、町は、県方針を踏まえ、関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携促進を図りつつ、公共建築物における木材の利用を担う設計者や木材の加工技術者その他の人材の育成、木材に関する研究及び技術の開発・普及、公共建築物の利用に適した木材の供給体制の整備、公共建築物における木材の利用の具体的な事例や建築コスト、木材の調達方法等に関する情報の収集・分析・提供その他の施策の総合的な展開が図られるよう努めるものとする。

#### 4 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、1 の木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を推進するものとする。

この場合、木造と非木造の混構造 \_\_\_\_\_ とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を推進するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、\_\_\_\_\_ 危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収

物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵もしくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を推進する対象としないものとする。

平成 27 年 6 月に施行された建築基準法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 54 号）により 3 階建ての木造の学校や延べ面積 3,000 平方メートルを超える木造建築物等について、一定の防火措置を行うことで木材が見える「あらわし」で設計が可能となった。

さらに、令和元年 6 月に施行された建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）により、4 階建て以上の中高層建築物についても一定の防火措置を行うことで木材が見える「あらわし」で設計が可能となった。

また、平成 28 年 3 月には CLT を指定建築材料へ位置付けるとともに、構造計算に用いる基準強度等を定める告示改正を行い、平成 28 年 4 月には CLT に関する建築基準法に基づく告示（一般的な設計方法）が公布・施行されることにより、一般的な CLT パネル工法による建築物については国土交通大臣による個別の認定が不要となり通常の建築確認手続で建築ができるようになった。さらに、平成 28 年 3 月には準耐火構造の使用を使いする告示改正を行うことで、CLT 等の面材を燃えしろ設計で利用できるようになった。平成 29 年 9 月には、枠組壁工法に係る改正告示が公布・施行され、告示に基づく構造計算を行うことで枠組壁工法の床板及び屋根板に CLT を用いることが可能となり、その後、平成 31 年 3 月には、構造計算に用いる基準強度に係る改正告示が施行され、CLT の樹種について従来のスギより強度のあるヒノキ、カラマツ等の基準強度が定められ、樹種の強度に応じた設計が可能となった。

引き続き、安全性を確認した上で、中大規模建築物等における木材の利用を促進するため、建築基準に更なる合理化等に取り組んでいくものとする。

### 第3 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者そ

蔵もしくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を推進する対象としないものとする。

なお、建築基準法における3階建ての木造の学校や延べ面積3,000平方メートルを超える建築物に係る規制に関し、「規制・制度改革に係る対処方針」（平成22年6月18日閣議決定）において、見直しが検討されていることから、当該規制の見直しに係る公共建築物についても、積極的に木造化を推進するものとする。

また、建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

### 第3 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者そ

の他の木材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、公共建築物の整備における木材における木材の利用の動向やニーズに応じた木材の適切な供給のための木材の製造の高度化及び流通の合理化、合法伐採木材等の供給体制の整備等に取り組むなど、法第6条の規定にのっとり、木材の利用が促進されるように木材の適正かつ安定的な供給に努めるものとする。

#### 附 則

この町方針は、平成24年2月1日から適用する。  
この町方針は、令和5年4月1日から適用する。

#### (別 添)

松野町        建築物木材利用促進連絡会議の設置について

#### 1 趣 旨

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第12条第1項の規定に基づき策定した松野町の区域内の        建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「町方針」という。）が効果的に推進されるよう、松野町        建築物木材利用促進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、町内関係部局内の円滑な連絡、調整等を行うものとする。

#### 2 構 成

連絡会議の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 副町長（議長）
- (2) 総務課長
- (3) ふるさと創生課長
- (4) 保健福祉課長
- (5) 町民課長
- (6) 建設環境課長
- (7) 教育課長

の他の木材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、公共建築物の整備における木材における木材の利用の動向やニーズに応じた木材の適切な供給のための木材の製造の高度化及び流通の合理化、合法性等が証明された木材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

#### 附 則

この町方針は、平成24年2月1日から適用する。

---

#### 別 添)

松野町 公共建築物木材利用促進連絡会議の設置について

#### 1 趣 旨

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第9条第1項の規定に基づき策定した松野町の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「町方針」という。）が効果的に推進されるよう、松野町 公共建築物木材利用促進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、町内関係部局内の円滑な連絡、調整等を行うものとする。

#### 2 構 成

連絡会議の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 教育長（議長）
- (2) 総務課長
- (3)
- (4) 保健福祉課長
- (5) 町民課長
- (6) 建設環境課長
- (7) 教育課長

(8) 農林振興課長

4 事務局  
連絡会議の庶務は、農林振興課が行うものとする

(別紙1)

(1) 関係部局の役割

関係部局名	公共施設等木材利用推進における役割
総務課	本庁及び総務企画担当事業に係る地域材の利用促進
ふるさと創生課	観光保養施設等に係る地域材の利用促進
保健福祉課	福祉、医療、保健施設等に係る地域材の利用促進
町民課	児童施設等、出先機関に係る地域材の利用促進
建設環境課	土木事業、木造住宅の振興に係る地域材の利用促進
教育委員会教育課	学校施設等に係る地域材の利用促進
農林振興課	農林水産業用施設

(2) 公共施設等の対象

区分	木造化・木質化を推進する対象施設等
木造化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小学校、中学校、保育所の校舎、体育館等</li> <li>○診療所、保健センター等</li> <li>○福祉施設等</li> <li>○集会施設、スポーツ、研修、文化施設等</li> <li>○観光保養施設、管理事務所等</li> <li>○公営住宅</li> </ul>

(8) 産業振興課長

4 事務局  
連絡会議の庶務は、産業振興課が行うものとする

(別紙1)

(1) 関係部局の役割

関係部局名	公共施設等木材利用推進における役割
総務課	本庁及び総務企画担当事業に係る地域材の利用促進
保健福祉課	福祉、医療、保健施設等に係る地域材の利用促進
町民課	児童施設等、出先機関に係る地域材の利用促進
建設環境課	土木事業、木造住宅の振興に係る地域材の利用促進
教育委員会教育課	学校施設等に係る地域材の利用促進
産業振興課	農林水産業用施設、 <u>観光保養施設等に係る地域材の利用促進</u>

(2) 公共施設等の対象

区分	木造化・木質化を推進する対象施設等
木造化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小学校、中学校、保育所の校舎、体育館等</li> <li>○診療所、保健センター等</li> <li>○福祉施設等</li> <li>○集会施設、スポーツ、研修、文化施設等</li> <li>○観光保養施設、管理事務所等</li> <li>○公営住宅</li> </ul>

	○公共建築物以外の一般建築物		
木質化の推進	○上記「木造化の推進」欄の施設のうち非木造施設の内装等	木質化の推進	○上記「木造化の推進」欄の施設のうち非木造施設の内装等
木製品の導入の推進	○市町施設の机、椅子、応接家具、書架、決裁箱、標識、ネームプレート等事務用品 ○小中学校等教育施設の机・椅子、書架等	木製品の導入の推進	○市町施設の机、椅子、応接家具、書架、決裁箱、標識、ネームプレート等事務用品 ○小中学校等教育施設の机・椅子、書架等
公共事業での間伐材の利用推進	○休憩施設、遊具、ベンチ、緑化支柱、歩道、階段等の公園施設関係 ○よう壁工、法面保護工、水路工、護岸工、種々柵工、堰堤、沈床工、杭打ち工等治山・河川施設関係 ○落下防止柵、防音壁、ガードレール、標識、歩道橋、側溝蓋等道路施設関係	公共事業での間伐材の利用推進	○休憩施設、遊具、ベンチ、緑化支柱、歩道、階段等の公園施設関係 ○よう壁工、法面保護工、水路工、護岸工、種々柵工、堰堤、沈床工、杭打ち工等治山・河川施設関係 ○落下防止柵、防音壁、ガードレール、標識、歩道橋、側溝蓋等道路施設関係

附 則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。